

資 料 編

目 次

関係機関の連絡先	1
筑西市国民保護協議会条例	3
筑西市国民保護協議会委員名簿	4
筑西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	6
筑西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則	7
筑西市国民保護対策本部及び 緊急対処事態対策本部の事務局並びに部の組織等に関する規程	11
筑西市武力攻撃事態等における特殊標章及び身分証明書に関する要項	23
筑西市被災情報の報告様式	33
筑西市安否情報収集様式	34
筑西市安否情報報告様式	36
筑西市安否情報照会書様式	37
筑西市安否情報回答書様式	38
筑西市避難所一覧	39

○ 関係機関の連絡先

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】

名称	担当部署等	所在地	電話・（FAX）
国土交通省 下館河川事務所	管理課	筑西市二木成1753	0296-25-2169 (0296-25-2170)
国土交通省 常陸河川国道事務所	道路管理 第2課	水戸市千波1962-2	029-244-6346 (029-242-8795)
茨城農政事務所 地域第3課	課長	筑西市市野辺515	0296-24-3156 (0296-24-3156)
陸上自衛隊古河駐屯地 第1施設団	(昼)第3科 (夜)当直	古河市上辺見119	0280-32-4141 (0280-32-4141)

【関係県機関（県警察含む）】

名称	担当部署等	所在地	電話・（FAX）
茨城県生活環境部 危機管理室	室長	水戸市笠原町978-6	029-301-2896 (029-301-2887)
茨城県生活環境部 消防防災課	課長	水戸市笠原町978-6	029-301-2885 (029-301-2898)
県西県民センター	県民福祉課 (総務)	筑西市二木成615	0296-24-9061 (0296-24-2357)
筑西土木事務所	総務課	筑西市二木成615	0296-24-9252 (0296-25-5333)
筑西保健所	所長	筑西市甲114	0296-24-3911 (0296-24-3928)
筑西警察署	署長	筑西市直井938	0296-24-0110 (0296-22-2621)

【関係市（町村）機関】

名称	担当部署等	所在地	電話・（FAX）
結城市	防災交通課	結城市結城1447	0296-32-1111 (0296-33-1941)
下妻市	市民安全課	下妻市本城町2-22	0296-43-2111 (0296-43-4214)
つくば市	生活安全課	つくば市金田1979	029-836-1111 (029-857-2026)
桜川市	生活安全課	桜川市岩瀬64-2	0296-75-3111 (0296-75-5672)
栃木県真岡市	総務企画課	真岡市荒町5191	0285-82-1111 (0285-83-8392)
栃木県小山市	行政経営課	小山市中央1-1-1	0285-22-9313 (0285-22-8972)

【その他の機関】

名称	担当部署等	所在地	電話・(FAX)
筑西広域市町村圏 事務組合消防本部	通信指令課	筑西市直井1076	0296-20-0119 (0296-24-5444)
郵便事業(株) 下館支店	総務課	筑西市乙1008	0296-22-3380 (0296-24-0792)
郵便局(株) 下館郵便局	局長	筑西市乙1008	0296-22-3293 (0296-22-5419)
東日本電信電話(株)茨城支店	災害対策室	水戸市北見町8-8	029-232-4826 (029-232-4950)
東京電力(株)下館支社	総務G	筑西市下岡崎3-1-13	0296-47-1120 (0296-22-2348)
日本赤十字社筑西市地区	市役所保健福祉部	筑西市下中山732-1	0296-24-2111 (0296-24-7333)
真壁医師会	事務長	二木成827-1	0296-24-8788 (0296-24-1570)
東日本旅客鉄道(株) 水戸支社 下館駅	駅長	筑西市乙86	0296-22-3056 (0296-24-4896)
関東鉄道(株)	鉄道部本社	土浦市真鍋1-10-8	029-822-3718 (029-826-3562)
茨城県トラック協会 水戸線支部	支部長	筑西市乙1154	0296-25-1783 (0296-25-1783)

【関係報道機関一覧】

名称	電話 (FAX)	メールアドレス
NHK水戸放送局放送部	029-232-9830 (029-226-7300)	S1071-news@nhk.or.jp
茨城放送編成局報道センター	029-244-3991 (029-241-8919)	hodo@ibs-radio.com
日本テレビ報道局社会部	03-6215-3520 (03-6215-0042)	shakaibu-editors@ntv.co.jp
TBSテレビ報道局社会部	03-5571-3141 (03-5571-2168)	shakaibu@best.tbs.co.jp
フジテレビ報道局社会部	03-5500-8508 (03-5500-7576)	shakai.desk@fujitv.co.jp
テレビ朝日ニュース情報センター社会部	03-6406-1330 (03-3405-3390)	m1-newsdesk@tv-asahi.co.jp
テレビ東京報道局	03-5473-3233 (03-5473-3491)	desukug@tv-tokyo.co.jp
TBSラジオ製作センター・ニュース担当	03-5571-2570 (03-3505-0655)	jyo@best.tbs.co.jp
文化放送編成局報道製作部	03-5860-1075 (03-5403-1107)	hodo@joqr.co.jp
ニッポン編成局報道部	03-3287-7622 (03-3287-7696)	hodo@jolf.co.jp

(平成21年6月17日現在)

○筑西市国民保護協議会条例

平成17年12月27日
条例第201号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、筑西市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、50人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に幹事4人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第34号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

○筑西市国民保護協議会委員名簿

会 長 筑西市長 吉 澤 範 夫

(平成23年6月現在)

区 分	機 関 名	委 員	
		職 名	氏 名
第1号委員	関東地方整備局 下館河川事務所	所長	富岡 秀 顯
	関東地方整備局 常陸河川国道事務所	所長	児玉 好 史
第2号委員	陸上自衛隊古河駐屯地第1施設団	第301ダンプ中隊長	阿部 勉
第3号委員	茨城県筑西土木事務所	所長	清宮 洋 一
	茨城県筑西保健所	所長	緒方 剛
	茨城県警察筑西警察署	署長	原田 哲 也
第4号委員	筑西市	副市長	堤 義 雄
第5号委員	筑西市教育委員会	教育長	上野 怜
	筑西広域市町村圏事務組合消防本部	消防長	大和田 邦 一
第6号委員	筑西市	市長公室長	野口 辰 雄
	〃	総務部長	生井 敬
	〃	企画部長	鈴木 敏 雄
	〃	税務部長	渡辺 小充郎
	〃	市民環境部長	佐藤 千 明
	〃	健康増進部長	佐藤 宏
	〃	福祉部長	嶋田 則 夫
	〃	経済部長	森 正 雄
	〃	土木部長	市村 守
	〃	上下水道部長	廣瀬 義 徳
	〃	会計管理者	中島 秀 人
	〃	市民病院事務部長	菊地 達 也
	〃	教育次長	秋田 喜 市
	〃	議会事務局長	仲川 弘 一
〃	農業委員会事務局長	染谷 茂 彦	
第7号委員	東日本電信電話株式会社茨城支店	支店長	清水 健一郎
	東京電力株式会社下館支社	支社長	本橋 久 夫
	日本赤十字社茨城県支部筑西市地区	幹事	中村 良 一
	東日本旅客鉄道株式会社下館駅	駅長	藤 咲 和 正

	郵便事業(株) 下館支店	支店長	鈴木武夫
	真壁医師会筑西支部	支部長	佐藤友則
	関東鉄道株式会社下館駅	駅長	本橋祐司
	社団法人茨城県トラック協会水戸線支部	支部長	小林幹愛
第8号委員	筑西市議会	議長	堀江健一
	筑西市議会	総務企画委員長	尾木恵子
	筑西市自治会連合会	会長	島田順一
	筑西市消防団	団長	石内光秋

○筑西市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例

平成17年12月27日
条例第202号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条(同法第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、筑西市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び筑西市緊急処理事態対策本部(第7条において「緊急処理事態対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 国民保護対策本部に、部を置く。

- 2 部に、部長を置く。
- 3 部長は、部の事務を掌理する。

(国民保護対策本部の現地対策本部)

第5条 現地対策本部に、現地対策本部長及び現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか国民保護対策本部に関し必要な事項は、市規則で定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急処理事態対策本部について準用する。この場合において、第2条第1項中「国民保護対策本部長」とあるのは、「緊急処理事態対策本部長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、筑西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例(平成17年条例第202号。以下「条例」という。)第6条(条例第7条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、筑西市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び筑西市緊急対処事態対策本部(第13条において「緊急対処事態対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則に規定する用語の意義は、特別の定めがある場合を除くほか、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)及び条例に規定する用語の例による。

(国民保護対策本部の副本部長、本部員その他の職員)

第3条 副本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。

2 本部員は、法第28条第4項第1号から第3号までに掲げる者のほか次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 筑西市行政組織規則(平成17年市規則第3号)別表第1の部等名の欄に掲げる部等の長
- (2) 市議会及び農業委員会の事務局長
- (3) 教育次長
- (4) 会計管理者
- (5) 市民病院長
- (6) 前各号に掲げる者のほか市長が指定する職にある者

(平19市規則26・平20市規則25・平21市規則19・平22市規則30・一部改正)

(国民保護対策本部の会議)

第4条 国民保護対策本部の会議(以下「本部会議」という。)は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部会議は、国民の保護のための措置の実施に関する重要な事項について審議決定し、その実施を推進する。

3 本部会議は、本部長が招集し、及び主宰する。

(事務局の設置及び事務分掌)

第5条 国民保護対策本部に、事務局を置く。

2 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本部会議に関すること。
- (2) 国民の保護のための措置の実施に関する各部間の連絡調整に関すること。
- (3) 武力攻撃及び武力攻撃災害の状況並びに国民の保護のための措置の実施の状況に関する情報並びに被災情報の収集、整理及び伝達に関すること。
- (4) 警報の通知その他住民の避難に関すること(部の所管に属するものを除く。)
- (5) 被災地における支援活動に関すること。
- (6) 武力攻撃事態等対策本部、茨城県国民保護対策本部、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関との連絡調整等に関すること(部の所管に属するものを除く。)
- (7) 県への要望、陳情等に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか国民の保護のための措置の実施に必要な事項に関すること。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(部の設置及び事務分掌)

第6条 国民保護対策本部に置かれる部は、別表の部名の欄に掲げるとおりとし、その分掌事務は、市長が別に定める。

(本部付、部長及び次長)

第7条 国民保護対策本部に本部付を置き、教育長、審議監、審議監付職員、市民病院事務部長及び筑西広域市町村圏事務組合消防本部消防長の職にある者をもって充てる。

2 本部付は、本部長が特に命じる事項を処理する。

3 部長は、別表の部長の欄に掲げる職にある者をもって充てる。

4 部長は、所属職員を指揮監督する。

5 部に次長を置き、別表の次長の欄に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、同欄に掲げる職にある者がいない場合は、本部長が指名する者をもって充てる。

6 次長は、部長を補佐する。

(平20市規則25・平21市規則19・一部改正)

(部付及び班の設置等)

第8条 部に、部付を置くことができる。

2 部に、班を置く。

(部の組織等に関する事項の委任)

第9条 前3条に定めるもののほか部の組織等に関する事項は、市長が別に定める。

(現地対策本部の設置及び事務分掌)

第10条 本部長は、武力攻撃災害の状況等により必要と認めるときは、被災地に近い場所に現地対策本部を置くものとする。

2 現地対策本部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 現地における国民の保護のための措置の実施に関する連絡調整に関すること。

(2) 現地の被災状況、復旧状況等に関する情報の収集及び分析に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか本部長から特に命じられたこと。

(特別措置)

第11条 本部長は、武力攻撃災害の状況等により必要があると認めるときは、第6条から前条までの規定にかかわらず、当該武力攻撃災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定めることができる。

(緊急処理事態対策本部への準用)

第12条 第3条から前条までの規定は、緊急処理事態対策本部について準用する。この場合において、第3条第2項中「法第28条第4項第1号」とあるのは「法第183条において準用する法第28条第4項第1号」と、第4条第2項、第5条第2項第2号、第3号及び第8号並びに第10条第2項第1号中「国民の保護のための措置」とあるのは「緊急対処保護措置」と、第5条第2項第3号中「武力攻撃及び武力攻撃災害」とあるのは「緊急処理事態における攻撃及び緊急処理事態における災害」と、同項第6号中「武力攻撃事態等対策本部、茨城県国民保護対策本部」とあるのは「緊急処理事態対策本部、茨城県緊急処理事態対策本部」と、第10条第1項及び第11条中「武力攻撃災害」とあるのは「緊急処理事態における災害」と読み替えるものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年市規則第26号)

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の筑西市市長又は収入役の職務を代理する職員に関する規則の規定、第2条の規定による改正後の筑西市公印規則の規定、第3条の規定による改正後の筑西市文書取扱規則の規定、第4条の規定による改正後の筑西市職員の採用に関する規則の規定、第5条の規定による改正後の筑西市民会館嘱託職員の雇用等に関する規則の規定、第6条の規定による改正後の筑西市吏員懲戒審査委員会規則の規定、第7条の規定による改正後の筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定、第8条の規定による改正後の筑西市特別職の職員の期末手当に関する規則の規定、第9条の規定による改正後の筑西市職員の旅費に関する規則の規定、第10条の規定による改正後の筑西市財務規則の規定、第11条の規定による改正後の筑西市公金運用規則の規定、第12条の規定による改正後の筑西市税条例施行規則の規定、第13条の規定による改正後の筑西市生活保護法施行細則の規定、第14条の規定による改正後の筑西市家庭児童相談室設置規則の規定、第15条の規定による改正後の筑西市国民健康保険規則の規定、第16条の規定による改正後の筑西市教育委員会に対する事務委任規則の規定、第17条の規定による改正後の筑西市商店街空き店舗等対策事業補助金審査会規則の規定、第18条の規定による改正後の筑西市道路占用料に関する条例施行規則の規定、第19条の規定による改正後の筑西市営住宅入居者選考委員会設置規則の規定、第20条の規定による改正後の筑西市土地利用合理化協議会規則の規定、第21条の規定による改正後の筑西市民病院運営審議会規則の規定及び第22条の規定による改正後の筑西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年市規則第25号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年市規則第19号)

この規則は、平成21年4月23日から施行し、第7条の規定による改正後の筑西市職員の給与に関する規則別表第1(同表の支給対象職の欄及び給料月額に対する割合の欄に限る。)及び別表第1の2(同表の支給対象職の欄及び手当の額の欄に限る。)の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年市規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年市規則第21号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

別表(第6条、第7条関係)

(平19市規則26・平20市規則25・平22市規則30・平23市規則21・一部改正)

部名	部長	次長
市長公室部	市長公室長	市長公室次長
総務部	総務部長	総務部次長
企画部	企画部長	企画部次長
税務部	税務部長	税務部次長
市民環境部	市民環境部長	市民環境部次長

健康増進部	健康増進部長	健康増進部次長
福祉部	福祉部長	福祉部次長
経済部	経済部長	経済部次長
土木部	土木部長	土木部次長
上下水道部	上下水道部長	上下水道部次長
議会事務局	議会事務局長	議会事務局次長
農業委員会部	農業委員会事務局長	農業委員会事務局次長
教育委員会部	教育次長	教育参事
市民病院部	市民病院長	市民病院副委員長
会計部	会計管理者	本部長が指名する者

○筑西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の事務局並びに部の組織等に関する
規程

平成17年12月27日
市規程第33号

(趣旨)

第1条 この規程は、筑西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則(平成17年市規則第177号。以下「規則」という。)第5条第3項、第6条及び第9条(これらの規定を同規則第12条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、筑西市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び筑西市緊急対処事態対策本部(第10条において「緊急対処事態対策本部」という。)の事務局及び部の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の組織及び事務分掌)

第2条 国民保護対策本部の事務局(以下「事務局」という。)に別表第1の班名の欄に掲げる班を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の分掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(職及びその職務)

第3条 事務局に次の表の左欄に掲げる職を置き、同表の中欄に掲げる職にある者をもって充て、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職に充てる者	職務
事務局長	総務部長	事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事務局次長	総務部次長	事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。
事務局付	消防防災課長 事務局長が指名する者	事務局長が特に命じる事項を処理する。
班長	別表第1の班長の欄に掲げる者	班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。
副班長	別表第1の副班長の欄に掲げる者	班長を補佐する。
班員	別表第1の班員の欄に掲げる者	担当事務に従事する。

(事務局の設置場所)

第4条 事務局は、庁舎2階研修室又は状況により事務局長が定める場所に設置する。

(局務の開始)

第5条 事務局長は、国民保護対策本部が設置されたときは、直ちに局務を開始する。

(事務局職員の参集)

第6条 事務局の職員は、休日、勤務時間外等において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、状況を把握し、速やかに事務局に参集するものとする。

(事務局の班の配備人員)

第7条 事務局の各班の配備人員は、別表第1の班員の欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、武力攻撃災害の状況等により必要があると認めるときは、事務局の各班の配備人員の増減を指示することができる。

(部付)

第8条 部に、別表第2の部付の欄に掲げる部付を置く。

2 部付は、部長が特に命じる事項を処理する。

(班)

第9条 部に別表第2の班名の欄に掲げる班を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の分掌事務の欄に掲げるとおりとする。

2 班に班長を置き、別表第2の班長の欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 班長は、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 班に班員を置き、別表第2の班員の欄に掲げる職員をもって充てる。ただし、部長は、必要に応じ、同欄に掲げる職員以外の職員を班員とすることができる。

5 班員は、担当事務に従事する。

(緊急対処事態対策本部への準用)

第10条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第6条、第7条第2項、別表第1及び別表第2中「武力攻撃災害」とあるのは「緊急対処事態における災害」と、別表第1中「武力攻撃及び」とあるのは「緊急対処事態における攻撃及び」と、同表及び別表第2中「国民の保護のための措置」とあるのは「緊急対策保護措置」と、別表第1中「武力攻撃事態等対策本部、茨城県国民保護対策本部」とあるのは「緊急対処事態対策本部、茨城県緊急対処事態対策本部」と読み替えるものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか事務局及び部の組織等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年市規程第6号)

この規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成20年市規程第6号)

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の筑西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の事務局並びに部の組織等に関する規程の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年市規程第3号)

この規程は、平成21年4月23日から施行する。

附 則(平成21年市規程第4号)

この規程は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の筑西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の事務局並びに部の組織等に関する規程の規定、第2条の規定による改正後の筑西市災害対策本部規程の規定及び第3条の規定による改正後の筑西市宅地開発審査会規程の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年市規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の筑西市災害対策本部規程の規定及び第2条の規定による改正後の筑西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の事務局並びに部の組織等に関する規程の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年市規程第5号)

この規程は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の筑西市災害対策本部規程の規定及び第2条の規定による改正後の筑西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の事務局並びに部の組織等に関する規程の規定は、平成23年4月1日から適用する。

別表第1(第2条、第3条、第7条、第10条関係)

(平18市規程6・平20市規程6・平21市規程4・平22市規程1・平23市規程5・一部改正)

班名	班長	副班長	班員	分掌事務
総括班	消防防災課長	消防防災課職員 1名	総務課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策本部及び事務局の運営に関すること。 2 国民保護対策本部会議の開催に関すること。 3 事務局各班間の連絡調整に関すること。 4 特殊標章等又は身分証明書に関すること。 5 防災行政無線等の管理及び運用に関すること。 6 その他事務局長から特に指示されたこと。
情報班	消防防災課消防 防災グループ係 長	消防防災課職員 1名	行政改革推進課 職員 総合窓口課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃及び武力攻撃災害の状況並びに国民の保護のための措置の実施の状況に関する情報並びに被災情報の収集、整理及び伝達に関すること。 2 武力攻撃災害に関する資料の作成に関すること。
対策班	消防防災課消防 防災グループ係 長	消防防災課職員 1名	消防防災課職員 契約管財課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部間の連絡調整に関すること。 2 武力攻撃事態等対策本部、茨城県国民保護対策本部、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関との連絡調整等に関すること。 3 国民保護等派遣の要請に関すること。 4 緊急通報の発令に関すること。 5 警報の通知に関すること。 6 住民の避難検討に関すること。 7 市の区域を越える避難に関する他市町村との調整に関すること。 8 避難の指示に関すること。 9 避難に関する各部の事務の調整に関すること。
秘書班	秘書課長	秘書課職員 1 名	秘書課職員 政策審議室職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、県議会等への要望及び陳情に関すること。 2 県の機関、県議会議員等の視察調査に関すること。 3 本部長、副本部長の秘書に関すること。 4 本部長、副本部長のプレス発表に関すること。
機動班	市長が別に定める。			<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地における支援活動に関すること。 2 その他事務局長から特に指示されたこと。

別表第2(第8条—第10条関係)

(平18市規程6・平20市規程6・平21市規程3・平21市規程4・平22市規程1・一部改正)

部名	部付	班名	班長	班員	分掌事務
市長 公室 部		広報班	広報広聴課 長	広報広聴課 職員 政策審議室 職員 スピカビル 活用推進課 職員	1 報道機関との連絡調整に関する事 2 住民に対する広報に関する事 3 被災状況の撮影等に関する事 4 武力攻撃災害についての広聴及び市民の苦情、陳情、相談等の処理に関する事
総務 部	行政改革 推進課 長、総合 窓口課 長、監査 委員公平 委員会事 務局長	総務班	総務課長	総務課職員 行政改革推 進課職員 総合窓口課 職員 監査委員公 平委員会事 務局職員	1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関する事 2 緊急車両の確認に関する事 3 国民保護対策本部の職員の動員に関する事 4 国民保護対策本部の職員の給食、休養及び健康管理に関する事 5 他班に属さない事
		管財班	契約管財課 長	契約管財課 職員	1 庁舎等に係る電力の確保に関する事 2 公用車(集中管理自動車に限る。)の配車に関する事 3 市有財産に係る武力攻撃災害の調査に関する事
		関城業務班	関城総合窓 口課長	関城総合窓 口課業務グ ループ職員	1 支所庁舎等に係る電力の確保に関する事 2 公用車(集中管理自動車に限る。)の配車に関する事
		明野業務班	明野総合窓 口課長	明野総合窓 口課業務グ ループ職員	3 市有財産に係る武力攻撃災害の調査に関する事 4 義援金の募集及び配分の協力に関する事
		協和業務班	協和総合窓 口課長	協和総合窓 口課業務グ ループ職員	
企画 部	市民協働 課長	企画班	企画課長	企画課職員 市民協働課 職員	1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関する事 2 開発関係の武力攻撃災害の調査に関する事 3 ヘリポートに関する事 4 復興計画に関する事
		財政班	財政課長	財政課職員	国民の保護のための措置に関する予算措置に関する事

		電算機班	情報政策課長	情報政策課職員	電子計算機に係る武力攻撃災害の調査及び対策に関すること。
会計部		会計班	会計課長	会計課職員	1 金銭の出納及び保管に関すること。 2 義援金募集及び配布に関すること。
税務部		収税班	収税課長	収税課職員	1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関すること。 2 被災状況の調査に関すること。
		資産税班	資産税課長	資産税課職員	住家に係る武力攻撃災害の調査に関すること。
		市民税班	市民税課長	市民税課職員	被災者に対する市税の減免等に関すること。
市民環境部	川島出張所長、公害対策課長	市民生活班	市民課長	市民課職員 川島出張所職員	1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関すること。 2 遺体の埋葬及び火葬に伴う事務に関すること。 3 安否情報に関すること。
		環境班	生活環境課長	生活環境課職員 環境保全課職員	1 廃棄物処理に関すること。 2 防疫に関すること。 3 遺体の埋葬及び火葬に関すること。 4 死亡獣畜の処理に関すること。
		市民安全班	市民安全課長	市民安全課職員	1 道路の通行規制に関すること。 2 防犯対策に関すること。
		関城窓口班	関城総合窓口課窓口グループ係長	関城総合窓口課窓口グループ職員	1 遺体の埋葬及び火葬に伴う事務に関すること。 2 安否情報に関すること。 3 国民健康保険税の減免等に関すること。
		明野窓口班	明野総合窓口課窓口グループ係長	明野総合窓口課窓口グループ職員	
		協和窓口班	協和総合窓口課窓口グループ係長	協和総合窓口課窓口グループ職員	
健康増進部	医療保険課長	保健予防班	保健予防課長	保健予防課職員 医療保険課職員	1 市医師会等医療関係者との連絡調整に関すること。 2 医療ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 3 医療器材、医薬品及び衛生資材の確保並びに配分に関すること。 4 国民健康保険税の減免等に関すること。

	救護班	健康づくり 課長	健康づくり 課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 拠点救護所の設置及び管理に関すること。 2 感染症の予防に関すること。 3 遺体の検案の協力に関すること。 4 被災者の健康管理に関すること。
	保健施設班	保健施設課 長	保健施設課 職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健施設及び医療機関に係る武力攻撃災害の調査に関すること。 2 遺体収容への協力に関すること。

福祉部	木の実保育園長、認定こども園せきじょう園長、協和保育所長、子育て支援室長、ことぶき荘老人ホーム長、地域改善対策課長、介護保険課長	社会福祉班	社会福祉課長	社会福祉課職員 地域改善対策課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関する事。 2 外国人の安全の確保に関する事。 3 ボランティアに関する事(他班の所管に属するものを除く。) 4 避難住民等の救援に関する事。 5 日本赤十字社の出動要請に関する事。 6 社会福祉協議会との連携に関する事。
		こども家庭班	こども課長	こども課職員 木の実保育園職員 認定こども園せきじょう職員 協和保育所職員 子育て支援室職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 保育所(園)児童の安全確保に関する事。 2 保育施設に係る武力攻撃災害の調査及び対策に関する事。
		障害福祉班	障害福祉課長	障害福祉課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 障害者の安全の確保に関する事。 2 障害者福祉施設に係る武力攻撃災害の調査及び対策に関する事。
		高齢介護班	高齢福祉課長	高齢福祉課職員 介護保険課職員 ことぶき荘老人ホーム職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者の安全確保に関する事。 2 高齢者福祉施設に係る武力攻撃の調査及び対策に関する事。 3 被災者に対する介護保険料の減免等に関する事。
		関城福祉班	関城総合窓口課窓口グループ係長	関城総合窓口課窓口グループ職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 障害者の安全確保に関する事。 2 高齢者の安全確保に関する事。 3 被災者に対する介護保険料の減免等に関する事。 4 避難住民等の救援に関する事。 5 社会福祉協議会との連携に関する事。
		明野福祉班	明野総合窓口課窓口グループ係長	明野総合窓口課窓口グループ職員	
		協和福祉班	協和総合窓口課窓口グループ係長	協和総合窓口課窓口グループ職員	

経済部	観光課長、水田農業振興課長、ふるさと整備課長、地籍調査推進課長	商工農地整備班	商工振興課長	商工振興課職員 観光課職員 ふるさと整備課職員 地籍調査推進課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関する事。 2 生活救援物資のあっせんに関する事。 3 生活必需品の調達に関する事。 4 商工業関係の武力攻撃災害の調査に関する事。 5 被災地の商工業の指導に関する事。 6 中小企業資金の貸付等に関する事。 7 被災者の雇用促進に関する事。 8 武力攻撃災害に係る農業用地及び農業用施設の復旧に関する事。
		農政班	農政課長	農政課職員 水田農業振興課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援用食糧のあっせんに関する事。 2 農蓄水産業団体等の協力の要請に関する事。 3 農作物に係る武力攻撃災害の調査に関する事。 4 武力攻撃災害を受け、又は受けたおそれのある農作物の集荷及び出荷の制限に関する事。 5 家畜及び家きんに係る武力攻撃災害の調査に関する事。 6 家畜の飼料供給に関する事。 7 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事。 8 武力攻撃災害を受け、又は受けたおそれのある畜産物、家畜及び家きんの集荷及び出荷の制限に関する事。 9 農業集落排水施設に係る武力攻撃災害の調査及び対策に関する事。
土木部	公園街路課長、下館運動公園整備推進課長、まちづくり課長、宅地開発課長	土木班	土木課長	土木課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関する事。 2 応急の復旧用の土木資材及び機器の確保に関する事。 3 橋りょうに係る武力攻撃災害の調査及び対策に関する事。 4 河川に係る武力攻撃災害の調査及び対策に関する事。 5 土木関係の復旧事業の総括に関する事。
		道路班	道路維持課長	道路維持課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路に係る武力攻撃災害の調査及び対策に関する事。 2 緊急運送道路の確保に関する事。

		建築班	建築課長	建築課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 2 被災建築物の修理に関する事。 3 応急仮設住宅設置の協力に関する事。 4 市営住宅に係る武力攻撃災害の調査及び対策に関する事。
		復興計画班	都市計画課長	都市計画課職員 公園街路課職員 下館運動公園整備推進課職員 まちづくり課職員 宅地開発課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 都市に係る武力攻撃災害の調査及び対策に関する事。 2 武力攻撃災害に係る災害復興都市計画に関する事。 3 公園街路に係る武力攻撃災害の調査及び対策に関する事。 4 宅地造成等に係る武力攻撃災害の調査及び対策に関する事。 5 生き埋め被災者の救出に関する事。 6 危険建物、危険区域等の安全確保に関する事。 7 遺体収容への協力に関する事。
		関城建設班	関城総合窓口課業務グループ係長	関城総合窓口課業務グループ職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急の復旧用の土木資材及び機器の確保に関する事。 2 道路に係る武力攻撃災害の調査及び対策に関する事。
		明野建設班	明野総合窓口課業務グループ係長	明野総合窓口課業務グループ職員	<ul style="list-style-type: none"> 3 緊急運送道路の確保に関する事。
		協和建設班	協和総合窓口課業務グループ係長	協和総合窓口課業務グループ職員	
上下水道部	下水道工務課長、水道施設課長、農業集落排水課長	下水道班	下水道業務課長	下水道業務課職員 下水道工務課職員 農業集落排水課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関する事。 2 武力攻撃災害に係る下水道復旧計画に関する事。 3 武力攻撃災害に係る下水道施設の点検・整備に関する事。 4 農業集落排水施設に係る武力攻撃災害の調査及び対策に関する事。
		上水道班	水道業務課長	水道業務課職員 水道施設課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 飲料水源の使用の規制に関する事。 2 飲料水の摂取の制限に関する事。 3 武力攻撃災害に係る水道復旧計画に関する事。 4 武力攻撃災害に係る水道施設の点検・整備に関する事。 5 応急給水に関する事。

議会 事務局 局部		議会班	議会事務局 庶務係長	議会事務局 職員	議会運営に関すること。
農業 委員 会部	農地調整 課長	農地班	庶務課長	庶務課職員 農地調整課 職員	農地に係る武力攻撃災害の調査及び対策に関する こと。

教育 委員 会部	認定こども園せきじょう園長、関城幼稚園長、明野幼稚園長、協和幼稚園長、学校給食課長、下館学校給食センター長、明野学校給食センター長、協和学校給食センター長、施設整備課長、地域交流センター長、関本公民館長、明野公民館	避難・学務班	学務課長	学務課職員 学校給食課職員 下館学校給食センター職員 明野学校給食センター職員 協和学校給食センター職員 施設整備課職員 小学校職員 中学校職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関する事。 2 避難所設置及び運営に関する事。 3 被災児童及び生徒に対する学用品の支給に関する事。 4 炊き出しの実施に関する事。 5 学校施設等に係る武力攻撃災害の調査及び対策に関する事。
		教育指導班	指導課長	指導課職員 認定こども園せきじょう職員 関城幼稚園職員 明野幼稚園職員 協和幼稚園職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災児童及び生徒の避難救護に関する事。 2 小中学校の教育施設及び教員の確保に関する事。 3 応急教育に関する事。

	長、協和公民館長、中央図書館長、明野図書館長、美術館副館長	社会教育施設班	生涯学習課長	生涯学習課職員 地域交流センター職員 関本公民館職員 明野公民館職員 協和公民館職員 中央図書館職員 明野図書館職員 美術館職員	1 社会教育施設に係る武力攻撃災害の調査及び対策に関すること。 2 文化財に係る武力攻撃災害の調査及び対策に関すること。 3 避難所設置及び運営の協力に関すること。 4 炊き出しの協力に関すること。
		体育施設班	スポーツ振興課長	スポーツ振興課職員	1 体育施設に係る武力攻撃災害の調査及び対策に関すること。 2 自衛隊派遣部隊受入拠点開設への協力に関すること。 3 応急仮設住宅建設用地確保の協力に関すること。
市民病院部	医事課長	診療班	診療部長	診療部職員	1 被災者の診察に関すること。 2 遺体の検案に関すること。
		医療技術班	医療技術部長	医療技術部職員	1 薬剤の供給に関すること。 2 診療機器の確保に関すること。
		看護班	看護部長	看護部職員	被災者の看護に関すること。
		医療事務班	庶務課長	庶務課職員 医事課職員	1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関すること。 2 後方支援病院の確保に関すること。 3 医療ボランティアの受入れに関すること。
各部の部長及び各部の次長が指名する者					1 他部及び部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内職員の動員配備の取りまとめに関すること。 3 所轄事項に関する情報の取りまとめに関すること。
各班に共通する事項					1 班内職員の動員及び配備に関すること。 2 本部長の指示による他班への応援に関すること。

○筑西市武力攻撃事態等における特殊標章及び身分証明書に関する要綱

平成17年12月27日
市告示第199号

(趣旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)に基づき、筑西市の武力攻撃事態等における特殊標章等(国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。)の交付に関する基準、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊標章の区分)

第2条 特殊標章は、別表で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

(身分証明書の様式)

第3条 身分証明書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付の対象者)

第4条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)に係る職務等を行う者として、次に掲げる者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第5条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(様式第2号)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書(様式第3号)による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

(腕章及び帽章の交付)

第6条 市長は、第4条第1号又は第2号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し市長が必要と認める者に対し、平時において、第2条に規定する腕章及び帽章(以下「腕章等」という。)を交付するものとする。

2 市長は、第4条第1号及び第2号に掲げる者(前項の規定により腕章等の交付を受けた者を除く。)並びに同条第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第7条 市長は、前条の規定に基づき腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに第2条に規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)をあわせて交付するものとする。

(訓練における使用)

第8条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第4条各号に掲げ

る者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき腕章等を貸与する場合において、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付等)

第9条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

- 2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、特殊標章を交付した者に対し、当該特殊標章の返納を求めることができる。

(特殊標章の再交付)

第10条 特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合は、特殊標章再交付申請書(様式第4号)により速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により特殊標章の再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、既に交付を受けた特殊標章を返納しなければならない。

(身分証明書の交付)

第11条 市長は、第6条第1項の規定により腕章等を交付した者に対し、第3条に規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

- 2 市長は、第6条第2項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第12条 身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第13条 身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、若しくは使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合又は身分証明書の記載事項に異動があった場合は、身分証明書再交付申請書(様式第5号)により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により身分証明書の再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、既に交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第14条 第11条第1項の規定により市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が当該身分を失ったときまでとする。

- 2 第11条第2項の規定により市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

- 3 身分証明書の更新手続は、第5条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第15条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、当該身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第17条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第18条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

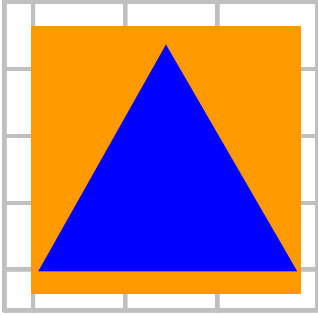
(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

附 則

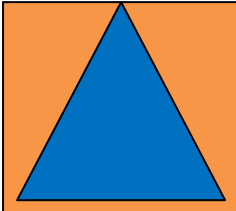
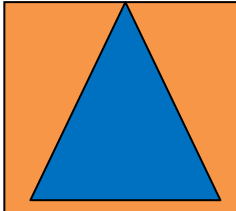
この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下隅に付する。 （例：筑西市 1）
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張、掲揚又は表示 船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示 航空機の両側面に表示		

様式第1号（第3条関係）

（表）

	
<p>筑西市長</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護に係る職務を行う者用 for civil defence personnel</p>	
名前／Name	
生年月日／Date of birth	
<p>この証明書の保持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議案書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts in his capacity as</p>	
交付等の年月日／Date of issue	証明書番号／No. of card
許可権者の署名／Signature of issuing authority	
有効期間の満了日／Date of expiry	

(裏)

身長／Height	眼の色／Eyes	頭髪の色／Hair
その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks of information : 血液型／Blood type		
所持者の写真／PHOTO OF HOLDER		
印章／Stamp	所持者の署名／Signature of holder	

備考（日本工業規格 A7（横 74 mm、縦 105 mm））

様式第3号（第5条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

筑西市長 様

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：（漢字） （ローマ字）	生年月日（西暦） 年 月 日
申請者の連絡先 住所：〒 電話番号： E-mail：	写 真 縦4×横3cm （身分照明書の 交付又は使用許 可の場合のみ）
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載） 身長： cm 眼の色： 頭髪の色： 血液型： (Rh因子)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 （標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載）

（許可権者使用欄）	
資格：	
証明書番号：	交付の年月日：
有効期間の満了日：	
返納日：	

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
筑西市長 様	
申請者	
住 所 _____（電話 _____）	
氏 名 _____ 印 _____	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種類及び登録番号	
2 紛失（破損等）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
※受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第5号（第13条関係）

身 分 証 明 書 再 交 付 申 請 書

	年 月 日
筑西市長 様	
申請者	
住 所	(電話)
氏 名	印
<p>1 旧身分証明書番号</p> <p>2 理由</p> <p>3 その他必要な事項</p>	
※受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の異動等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の移動の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

○筑西市被災情報の報告様式

【災害情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
筑 西 市

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
 - (1) 発生日時 平成 年 月 日
 - (2) 発生場所 筑西市〇〇町△△番地（北緯 度、東経 度）
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

筑西市	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重症	軽症			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

○筑西市安否情報収集様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの紹介があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族、知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

○筑西市安否情報回答書様式

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会のあった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	
	その他個人を 識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要な情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要な情報」に記入すること。

○筑西市避難所一覧

(1) 指定避難所

NO	名 称	所 在	電 話
(下館地区)			
1	下館北中学校	折本895	22-2334
2	河間小学校	羽方14-2	22-2327
3	五所小学校	山崎1419	22-3884
4	下館西中学校	飯島600	28-0404
5	伊讚小学校	西谷貝469	22-2042
6	下館小学校	甲392	22-3071
7	川島小学校	伊讚美1859	28-0202
8	大田小学校	西方1748-1	22-2651
9	下館南中学校	一本松546	22-3736
10	竹島小学校	稲野辺26	22-3789
11	下館中学校	岡芹1000	24-0314
12	嘉田生崎小学校	西石田587	22-3872
13	養蚕小学校	下中山298	22-3509
14	中小学校	中館1122-1	22-3709
(関城地区)			
15	関城西小学校	関本中388	37-6934
16	関城東小学校	藤ヶ谷678	37-6924
17	関城中学校	犬塚100	37-6055
18	認定こども園せきじょう	黒子216-1	37-3320
(明野地区)			
19	大村小学校	海老ヶ島1313	52-0017
20	上野小学校	中上野621-3	52-0069
21	鳥羽小学校	鷺島170	52-0258
22	村田小学校	村田1839	52-0056
23	長讚小学校	宮後1480	52-0049
24	明野中学校	倉持1138	52-0202
25	明野幼稚園	成井625	52-0147
(協和地区)			
26	小栗小学校	小栗5545	57-3411
27	新治小学校	門井1890-2	57-2061
28	古里小学校	桑山2498-3	57-2184
29	協和保育所	門井1975-1	57-4607
30	協和中学校	門井1803-7	57-3155
31	協和幼稚園	三郷1219	57-4800

(2) 予備避難所

NO	名 称	所 在	電 話
	(下館地区)		
32	心身障害者福祉センター	小林355-1	22-3760
33	茂田ふるさとコミュニティセンター	茂田1495	25-0897
34	下館武道館	下中山732-1	
35	伊讚公民館	外塚720	25-1794
36	養蚕公民館	蕨632	25-1452
37	五所公民館	山崎1425-2	22-6130
38	河間公民館	羽方115-1	25-1434
39	嘉田生崎公民館	西石田750	22-6131
40	一本松田園都市センター	一本松836	
41	下野殿多目的研修集会施設	下野殿644-1	24-8060
42	新田集落研修センター	玉戸1198-1	28-5470
43	二木成農村集落センター	二木成137	
44	雁沼集落センター	布川407-2	
45	鎌田集落センター	一本松1679	
46	野殿転作促進研修センター	野殿1003-2	22-6118
47	玉戸農村集落センター	玉戸24-2	
48	神分農村集落センター	神分538	
49	笹塚集落研修センター	笹塚326-2	
50	野田集落センター	野田871-2	
51	折本集落研修センター	折本902	
52	小川下集落センター	小川1491	
53	五所宮集落センター	五所宮1-1	
54	小埜農村集落センター	小埜271	25-2307
55	南大関農村集落センター	大関1202	
56	蕨農村集落センター	蕨494-2	25-1787
57	総合福祉センター	小林355	22-5191
58	下館保健センター	小林355	24-2266
59	竹島公民館	稲野辺513-1	25-1790
60	中公民館	折本325-1	25-1887
61	下館トレーニングセンター	二木成3-8	25-1535
62	西方会館	西方1398-2	24-5835
63	稲荷宿農村集落センター	川澄375	25-4442
64	八田農村集落センター	八田464	
65	筑西市シルバー人材センター	二木成1622-3	25-4181
66	房山農村集落センター	布川48-3	
67	旭ヶ丘農村集落センター	旭ヶ丘2930-1	
68	川神馬農村集落センター	嘉家佐和1437	
69	川連農村集落センター	川連367	25-4464

NO	名 称	所 在	電 話
70	西谷貝農村集落センター	西谷貝679	25-6036
71	外塚集落センター	外塚521	
72	島農村集落センター	島345	
73	中館農村集落センター	中館380	
74	川島公民館	下川島722-1	28-5604
75	下館総合体育館	上平塚627	28-5040
76	幸町コミュニティセンター	幸町3-1-30	
77	川澄ふるさとコミュニティセンター	川澄1017-4	
78	妙西寺	乙657	22-3259
79	光徳寺	乙512	22-4209
80	星宮寺	甲370-1	22-3241
81	定林寺	岡芹957	22-3639
82	下館第一高校	下中山590	24-6344
83	下館第二高校	岡芹1119	22-5361
84	中館観音寺	中館522-1	22-2702
85	樋口雷神社	樋口407	24-0455
86	最勝寺	下平塚57	24-4639
87	飯島農村集落センター	飯島261	
88	川島出張所	下川島771-1	28-0217
89	布川田園都市センター	布川608-1	
90	産業技術専門学院	玉戸1336-54	24-1741
91	下館工業高校	玉戸1336-111	22-3632
92	大田公民館	西方1684-8	22-6132
93	春日児童館	嘉家佐和1773	25-1420
94	深見農村集落センター	深見249-3	
(関城地区)			
95	船玉田園都市センター	船玉271-1	37-4213
96	本郷農村集落センター	関本肥土331-1	
97	関本公民館	関本上1470	37-6626
98	分中農村集落センター	関本分中74-1	37-4420
99	橋本農村集落センター	関本中716	
100	関城保健センター	関本中1078-2	37-6044
101	桜塚田園都市センター	関本下2214-2	37-4203
102	上野転作研修センター	上野897-1	
103	木有戸集落センター	舟生112-1	37-4202
104	藤野・西原田園都市センター	藤ヶ谷2698-1	
105	関城体育館	藤ヶ谷1845-1	37-6049
106	河内公民館	犬塚51-2	37-6556
107	関城老人福祉センター	藤ヶ谷733-4	37-2301
108	花田田園都市センター	花田487	

NO	名 称	所 在	電 話
109	関館田園都市センター	関館239	
110	井上農村集落センター	井上1341	
111	黒子公民館	木戸292-1	37-6809
112	木戸田園都市センター	木戸1	37-5091
113	梶内農村集落センター	梶内136	37-4931
114	暁保育園	関本上1395	37-6477
(明野地区)			
115	明野体育センター	新井新田41-2	52-1415
116	明野トレーニングセンター	海老ヶ島2120-7	52-5333
117	明野高校	倉持1176	52-3121
118	中根農村集落センター	中根408-2	52-5062
119	倉持参集殿	倉持928	52-5264
120	田宿集落センター	田宿227-1	
121	西松原コミュニティセンター	松原433-4	52-5003
122	石倉公民館	松原1997-12	52-2287
123	三ツ谷公民館	松原2394-2	52-6455
124	東宮後生活改善センター	宮後198-4	
125	西押尾集落センター	押尾343-2	
126	宮山会館	宮山500-4	
127	猫島集落センター	猫島242-1	52-4779
128	上西郷谷集落センター	上西郷谷167-1	
129	権現台集会所	宮後2387	
130	寺上野公民館	寺上野556	
131	鶴田公民館	中上野1742-2	
132	赤浜コミュニティセンター	赤浜691	52-5009
133	向上野公民館	向上野277	
134	東石田公民館	東石田1049-4	
135	海老江公民館	海老江579-1	
136	東保末公民館	東保末75	
137	成井生活改善センター	成井377-2	
138	高津公民館	高津124	
139	大林農村集落センター	大林302-2	
140	吉田公民館	吉田627-3	
141	竹垣生活改善センター	竹垣495	
142	下川中子・金井集落センター	下川中子1219	
143	古内集落センター	古内1371-1	
144	内淀公民館	内淀160-3	
145	鍋山公民館	鍋山496	52-4494
146	篠之内公民館	松原2819-2	52-1202
(協和地区)			

NO	名 称	所 在	電 話
147	協和の杜体育館	久地楽260	57-6600
148	宮本公民館	小栗123-1	
149	下小栗集落センター	小栗9349-1	
150	蓬田公民館	蓬田247-1	57-9602
151	井出北部農村集落センター	井出蛭沢1560-4	57-9792
152	横塚公民館	横塚266	
153	西蓮沼公民館	蓮沼1171-1	57-2910
154	八幡農村コミュニティセンター	八幡180	
155	三郷農村集落センター	三郷684	57-2904
156	蓮沼団地公民館	蓮沼1591-115	
157	上星谷施設管理組合	上星谷296	57-9627
158	下星谷公民館	下星谷115	57-6964
159	協和転作促進研修センター	知行463-2	57-9601
160	谷永島公民館	谷永島433-1	57-9118
161	十里農村集落センター	桑山1672-2	57-6963
162	栗崎農村集落センター	桑山2694	57-9794
163	東郷田園都市センター	桑山367-2	57-9619